

京都市告示第212号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和8年7月1日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
公益財団法人 京都市ユースサービス協会
京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262番地 京都市中央青少年活動センター
内
- 2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類
京都市青少年活動センターの使用料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和8年7月1日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日
令和8年7月1日

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）